別表一の二　記載要領

1　この表は、外国法人が確定申告（法第144条の６第１項又は第２項（確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。第３号において同じ。）若しくは仮決算による中間申告（法第144条の４第１項又は第２項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定による申告書の提出をいう。第３号及び第10号において同じ。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に記載すること。

2　「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があつた場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号において「事務所等」という。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地を記載すること。

3　「事業年度分の　　申告書」の空欄は、確定申告をする場合には「確定」と、仮決算による中間申告をする場合には「中間」と、それぞれ記載し、修正申告をする場合には「修正確定」又は「修正中間」と記載すること。なお、期限後申告をする場合には、その旨を併せて記載すること。

4　「リース特別控除取戻税額等　(5)」及び「リース特別控除取戻税額等　(25)」の各欄は、当該事業年度に係る別表三（二）「25」、別表三（二の二）「26」、別表三（三）「21」又は別表六（三十一）「31」の金額がある場合に、これらの金額を記載すること。

5　租税特別措置法第62条第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によること。

(1)　当該使途秘匿金の支出の額の100分の40に相当する金額を「法人税額計 (4)＋(5)　(6)」及び「法人税額計 (24)＋(25)　(26)」の各欄の上段に外書として記載すること。

(2)　「控除税額（((6)－(7))と(18)のうち少ない金額）　(8)」及び「差引所得に対する法人税額 (6)－(7)－(8)　(9)」の各欄の記載に当たつては、上記(1)で「法人税額計 (4)＋(5)　(6)」の欄に外書きした金額を「(6)」に含めて計算すること。

(3)　「控除税額（(26)と(35)のうち少ない金額）　(27)」及び「差引所得に対する法人税額 (26)－(27)　(28)」の各欄の記載に当たつては、上記(1)で「法人税額計 (24)＋(25)　(26)」の欄に外書きした金額を「(26)」に含めて計算すること。

6　「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（((1)と800万円×12/12のうち少ない金額）　(12)」及び「(21)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(21)と800万円×12/12のうち少ない金額）　(31)」の各欄は、法第143条第２項（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定の適用を受ける外国法人が記載すること。この場合において、「(12)の15％又は19％相当額　(14)」及び「(31)の15％又は19％相当額　(33)」の各欄の記載に当たつては、租税特別措置法第42条の３の２第１項（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受けるときは「又は19％」を消し、その他のときは「15％又は」を消すこと。

7　「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　(16)」の欄の記載に当たつては、法第141条第１号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る別表六（一）「６の③」の欄に内書きした金額がある場合には、当該金額を当該国内源泉所得に係る別表六（一）「６の③」の金額から控除した金額を記載すること。

8　「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　(35)」の欄の記載に当たつては、法第141条第１号ロに掲げる国内源泉所得又は同条第２号に定める国内源泉所得に係る別表六（一）「６の③」の欄に内書きした金額がある場合には、当該金額をこれらの国内源泉所得に係る別表六（一）「６の③」の金額から控除した金額を記載すること。

9　「この申告による還付金額」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄の外書には、法第144条の13（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付の請求をした法人税の額で還付されていないものがあるときに、その還付金の額を記載すること。

10　「所得税額等の還付金額　(39)＋(41)　(45)」の欄は、仮決算による中間申告をする場合において、法第144条の11（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとするときは、次に掲げる金額の合計額を記載すること。

(1)　「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　(16)」の金額、「控除しきれなかつた金額　(20)－(38)　(39)」の金額又は法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る別表七（一）「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額

(2)　「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　(35)」の金額、「控除しきれなかつた金額　(37)－(40)　(41)」の金額又は法第141条第１号ロに掲げる国内源泉所得若しくは同条第２号に定める国内源泉所得に係る別表七（一）「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額

11　「欠損金の繰戻しによる還付請求税額　(47)」及び「還付金額　(50)」の各欄は、修正申告をする場合において、法第144条の13第13項において準用する法第80条第10項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付する金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載すること。

別表一の二の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（第７号(2)において「令和２年旧法」という。）第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社」を削り、同第７号(2)を削り、同号(3)を同号(2)とする。